

日中韓投資協定

背景

- 2007年1月交渉入りに合意
(日中韓首脳会議)
- 5年間の交渉を経て2012年5月に署名
(日中韓首脳会議(北京))
- 日中韓FTAにさきがけて作成

意義

- ◆ 日中韓三箇国による初の経済分野での法的枠組みの構築【政治的意義】
- ◆ 中国との関係で、既存の投資協定よりも保護の水準を高める(紛争解決手続の対象拡大等)
【経済界からの要望も強い】

ポイント

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

- (例)
- ① 投資財産の設立後の無差別待遇
 - ② 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護, 契約遵守義務
 - ③ 投資阻害要因となり得る要求(現地調達等)の原則禁止
 - ④ 正当な補償等を伴わない収用の禁止
 - ⑤ 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続

韓国:国内手続完了, 中国:国内手続は最終段階にある

